

平成 25 年 度

国の施策及び予算に関する提案

(文 部 科 学 省)

平成 24 年 7 月

指 定 都 市

国の施策及び予算に関する提案

指定都市では、近年における社会経済情勢の変化に伴い、住民福祉の向上、生活環境の整備、都市機能の充実等の財政需要が増加の一途をたどっていますが、これらの財政需要に対し都市税源は十分ではありません。また、景気低迷の影響で減少した税収は以前の水準まで回復に至っておらず、徹底した行財政改革に取り組んではおりますが、過去の経済対策に呼応し社会資本整備等に充ててきた借入金の償還が大きな負担となっており、財政運営は極めて厳しい状況に置かれております。加えて、東日本大震災の復興関連事業及び緊急防災・減災事業に積極的に取り組む必要もあります。

このような状況の中でも、指定都市は、圏域における中枢都市として、今後とも先駆的かつ先導的役割を果たすことが不可欠であり、また、少子・高齢化対策や低炭素・循環型社会への転換、都市の活性化などの緊急かつ重要な施策を積極的に推進していく必要があります。

そこで、指定都市は、国から地方への税源移譲・権限移譲等の一体的な実施による真の分権型社会の実現に向け、平成25年度国家予算編成にあたり以下のとおり提案します。

政府ならびに関係機関においては、この趣旨を踏まえ、適切な措置を講ずるよう強く要請します。

平成24年7月

指定都市市長会

| | |
|--------|-------|
| 札幌市長 | 上田文雄 |
| 仙台市長 | 奥山恵美子 |
| さいたま市長 | 清水勇人 |
| 千葉市長 | 熊谷俊人 |
| 川崎市長 | 阿部孝夫 |
| 横浜市長 | 林文子 |
| 相模原市長 | 加山俊夫 |
| 新潟市長 | 篠田昭 |
| 静岡市長 | 田辺信宏 |
| 浜松市長 | 鈴木康友 |
| 名古屋市市長 | 河村たかし |
| 京都市市長 | 門川大作 |
| 大阪市長 | 橋下徹 |
| 堺市長 | 竹山修身 |
| 神戸市長 | 矢田立郎 |
| 岡山市市長 | 高谷茂男 |
| 広島市長 | 松井一實 |
| 北九州市市長 | 北橋健治 |
| 福岡市長 | 高島宗一郎 |
| 熊本市市長 | 幸山政史 |

指定都市議長会

| | |
|-----------|-------|
| 札幌市議会議長 | 三上洋右 |
| 仙台市議会議長 | 佐藤正昭 |
| さいたま市議会議長 | 加藤得二 |
| 千葉市議会議長 | 小川智之 |
| 川崎市議会議長 | 大島明 |
| 横浜市議会議長 | 佐藤茂 |
| 相模原市議会議長 | 中村昌治 |
| 新潟市議会議長 | 藤田隆 |
| 静岡市議会議長 | 石上顕太郎 |
| 浜松市議会議長 | 鈴木浩太郎 |
| 名古屋市議会議長 | 中川貴元 |
| 京都市議会議長 | 大西均 |
| 大阪市議会議長 | 辻淳子 |
| 堺市議会議長 | 吉川敏文 |
| 神戸市議会議長 | 藤原武光 |
| 岡山市議会議長 | 則武宣弘 |
| 広島市議会議長 | 種清和夫 |
| 北九州市議会議長 | 佐々木健五 |
| 福岡市議会議長 | 森英鷹 |
| 熊本市議会議長 | 津田征士郎 |

県費負担教職員制度の見直し

道府県の給与費負担、教職員定数、教職員配置等、県費負担教職員制度に係る包括的な権限を指定都市に移譲すること。

また、これに伴い必要となる財源については、税源移譲により措置すること。

教職員の任命権は指定都市が有しているのに対して、給与費負担、教職員定数、教職員配置等に係る権限は道府県が有しているという現行制度上の「ねじれ」を改め、学校の設置者である指定都市が主体的に市民のニーズに応じた教育を提供できる体制を整える必要がある。

このため、平成22年6月に閣議決定された地域主権戦略大綱を踏まえ、道府県の給与費負担、教職員定数、教職員配置等、県費負担教職員制度に係る包括的な権限を指定都市に移譲すべきである。

また、この移譲に伴い必要となる財源については、指定都市立小・中・特別支援学校に係る教職員給与だけでなく、急激に増加している退職手当や移管に伴って生じる事務関係経費を含めた所要額全額について、税源移譲により措置すべきである。

給与費負担をはじめとした権限移譲に伴い必要となる財源について、税源移譲により措置

(現行の道府県・指定都市の役割)

| | |
|------|---|
| 道府県 | <ul style="list-style-type: none">・給与費負担・学級編制の標準としての基準の設定・教職員定数の決定・教職員の勤務条件、分限や懲戒制度の設定・勤務成績評価に関する計画 |
| 指定都市 | <ul style="list-style-type: none">・教職員の任免、服務監督、研修・教職員の給与の決定・教職員の勤務成績の評定・学級編制 |

(あるべき役割)

| | |
|------|---|
| 指定都市 | <ul style="list-style-type: none">・給与費負担・学級編制の基準の設定・教職員定数の決定・教職員の勤務条件、分限や懲戒制度の設定・勤務成績評価に関する計画 |
| | <ul style="list-style-type: none">・教職員の任免、服務監督、研修・教職員の給与の決定・教職員の勤務成績の評定 |

現状の問題点

- ・教職員の任命権は指定都市にあるものの、給与負担者でないという「ねじれ」が生じており、教職員定数等を主体的に決定することができない。

問題点の解決

- ・国及び道府県から必要な財源、権限の移譲を行うことにより、教職員定数、教職員配置等に関する包括的な人事管理を行うことができるようになる。

学校の設置管理者である指定都市が、主体的に、地域の特性や保護者などの地域住民の意向を反映し、市民ニーズに応じた教育を市民に提供することが可能となる。

